

スマイルらいふプラスワン返戻金制度について

1 週間以内の場合、紹介手数料の 100%
1 ヶ月以内の場合、紹介手数料の 75%
2 ヶ月以内の場合、紹介手数料の 30%
3 ヶ月以内の場合、紹介手数料の 10%

－ 人材紹介基本契約書より一部抜粋 －

求人者(以下、甲という)と、株式会社スマイルらいふけあ（以下、乙という）とは、甲の人材採用に関し、下記の通り甲が乙に人材の紹介を依頼する契約を締結した。

乙は、甲に対して紹介した採用決定者が入社日から 3 ヶ月以内に自己都合により退職し、または懲戒解雇された場合、甲から受領した紹介手数料を雇用期間に応じて以下の通り返還する。本条によるほか、如何なる場合でも紹介手数料の返還または減額はされない。ただし、甲の責による解雇、甲に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他甲乙協議の上、乙の免責が合理的と判断される事由の場合は、返還の適用を除外する。なお、当該退職等が甲による紹介手数料の支払い前であっても、甲の支払い責務は消滅しない。

以上。